

3 申告書の作成例

【事例1】暦年課税（特例税率）を適用する場合

私は、祖父から現金500万円の贈与を受けました。祖父は直系尊属であり、令和3年1月1日において、私は20歳以上ですので、「特例税率」^(注)を適用して暦年課税により申告します。

なお、私は、令和2年分の贈与税の申告において、祖父（国税一郎）からの贈与について、「特例税率」の適用を受けるために、贈与者との続柄を明らかにする書類を申告書に添付して麹町税務署へ提出しています。

(注) 「特例税率」については、2ページを参照してください。

○ 国税庁ホームページを利用する場合

※ 手書きで作成する場合は、28ページへ

※ 一般の贈与がある方の入力（贈与者情報の入力）画面へのアクセス方法については15~17ページを参照してください。

① 一般の贈与がある方の入力（贈与者情報の入力）画面で、贈与者の氏名、生年月日、住所などを入力します。

贈与者（財産をあげた方）の氏名（フリガナ・漢字）、続柄、生年月日及び住所を入力（選択）してください。

選択した続柄により、贈与者が申告される方（財産を取得した方）の直系尊属であるか判定します。

入力が終わったら、「**入力終了(次へ) >**」をクリックしてください。

② 一般の贈与がある方の入力（取得財産の入力）画面で、贈与により取得した財産の種類や価額などを入力します。

贈与を受けた年月日を選択してください。

贈与を受けた財産の①種類、②細目、③利用区分又は銘柄・名称等を選択してください。

この事例では、贈与を受けた財産は現金ですので、①種類、②細目については「現金、預貯金等」を選択し、③利用区分又は銘柄・名称等については「現金」を選択します。

贈与を受けた財産の所在地を入力してください。なお、財産の所在地が国外である場合には、チェックボックスをチェックします。

参考 贈与を受けた財産が不動産、株式等である場合には、数量や単価などを入力し、「**計算**」をクリックすることにより、「財産の価額」欄に計算結果を表示させることができます。

贈与を受けた財産の価額を入力してください。

同じ贈与者からほかにも財産の贈与を受けている場合には、「**財産の追加**」をクリックし、同様の操作により贈与を受けた財産を入力してください。

入力が終わったら、「**入力終了(次へ) >**」をクリックしてください。

3 取得財産の入力（一般の贈与） 画面で、入力内容を確認します。

取得財産の入力(一般の贈与) 当画面の入力例

入力内容を確認してください。
取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ)」ボタンをクリックしてください。

一般の贈与財産の入力結果表

取得した財産の明細 種別 制由(戻上・繰越等)	財産を取得した年月日 財産の価額	修正ボタン	削除ボタン
現金、預貯金等 現金、預貯金等 現金	令和3年9月19日 5,000,000円	修正	削除

①及び②の画面で入力した内容が表示されますので、確認してください。
なお、**修正** 又は **削除** をクリックすることにより、入力内容の修正や削除ができます。

同じ贈与者から他の財産の贈与を受けている場合は、**一般の贈与(暦年課税)の財産を追加する** をクリックすることにより、②の画面が表示されますので、同様に入力してください。

確認が終わったら、**入力終了(次へ) >** をクリックしてください。

4 取得財産の入力 画面で、その他の財産がある場合は追加で入力します。

取得財産の入力 当画面の入力例

入力内容を確認してください。
住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合は、非課税の財産から入力することをお勧めします。
該当する項目が2つ以上ある場合には、該当する項目のいずれか1つの入力が終了した時点で、他の項目を選択して入力することができます。
取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ)」ボタンをクリックしてください。

一般の贈与の入力結果表

No	贈与者	財産区分	財産を取得した年月日	取得した財産の種類	財産の価額	修正ボタン	削除ボタン
1	国税 一郎	特例贈与財産	令和3年9月19日	現金、預貯金等	5,000,000円	修正	削除
2							
3							

他の項目を追加入力する場合は以下のボタンをクリックしてください。

住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産

住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

※ 住宅取得等資金の非課税の適用を受けるには、贈与税の申告期限(令和3年9月15日(土)までに、贈与税の申告書等の添付書類を受贈者の住所地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

**配偶者控除の適用を受ける財産
(配偶者控除額 最高2,000万円)**

配偶者控除の特例(暦年課税)の適用を受ける財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

□ 登記事項証明書の添付を省略する
登記事項証明書の添付を省略するために配偶者控除の適用を受ける財産に係る不動産番号を入力する場合は、上のチェックボックスにチェックを入れてください。
なお、チェックを入れた場合は、以下の財産が合計7件以上となる申告書は作成することができません。
・ 一般の贈与(一般税率)
・ 配偶者控除の適用を受ける財産
※ 登記事項証明書の添付の省略について、詳しくはよくある質問をご覧ください。

**相続時精算課税の適用を受ける財産
(特別控除額 最高2,500万円)**

相続時精算課税の適用を受ける財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

※ 相続時精算課税の特例(特別控除)は、控除を受ける金額が一定の事項を記載した贈与税の申告書の提出期間内に提出した場合に限り適用することができます。
なお、贈与税の申告書を申告書の提出期間の経過後に提出される方は、この限りではありません。

他の贈与者から贈与を受けた財産で、暦年課税の適用を受けるものがある場合には、**贈与者を追加する** をクリックすることにより、①の画面が表示されますので、同様に入力してください。

住宅取得等資金の非課税 (61ページ参照)の適用を受ける金額を入力する場合には、**住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産** をクリックします。

贈与税の配偶者控除の特例 (61ページ参照)の適用を受ける財産を入力する場合には、**配偶者控除の適用を受ける財産 (配偶者控除額 最高2,000万円)** をクリックします。
なお、不動産番号を入力して登記事項証明書の添付を省略する場合には、併せてチェックボックスをチェックします。

相続時精算課税 (4ページ参照)の適用を受ける財産を入力する場合には、**相続時精算課税の適用を受ける財産 (特別控除額 最高2,500万円)** をクリックします。

すべての取得財産の入力が終わったら、**入力終了(次へ) >** をクリックしてください。

5 贈与税額計算結果表示 画面で、贈与税額の計算結果を確認します。

事例
1

贈与税額計算結果表示

あなたの贈与税額の計算結果(申告書第一表)は以下のとおりです。
 暦年課税分に係る外国税額の控除額のある方又は医療法人持分税額控除の特例の適用を受ける方は、対応する欄の「控除額の入力」ボタンをクリックし、控除額を入力してください。

取得した財産の明細 種類 / 細目 / 利用区分・銘柄等	財産を取得した年月日 財産の価額
現金、預貯金等 / 現金、預貯金等 / 現金	令和3年9月19日 5,000,000円
特例贈与財産の合計額	(1) 5,000,000円
一般贈与財産の合計額	(2) 円
配偶者控除額	(3) 円
暦年課税分の課税価格の合計額	(4) 5,000,000円
基礎控除額	(5) 1,100,000円
(5)の控除後の課税価格	(6) 3,900,000円
(6)に対する税額	(7) 485,000円
外国税額の控除額	(8) 円
医療法人持分税額控除額	(9) 円
差引税額	(10) 485,000円
相対時精算課税分	
相対時精算課税分の課税価格の合計額	(11) 円
相対時精算課税分の差引税額の合計額	(12) 円
課税価格の合計額	(13) 5,000,000円
差引税額の合計額	(14) 485,000円
農地等納税猶予税額	(15) 円
株式等納税猶予税額	(16) 円
特例株式等納税猶予税額	(17) 円
医療法人持分納税猶予税額	(18) 円
事業用資産納税猶予税額	(19) 円
申告期限までに納付すべき税額	(20) 485,000円

あなたが令和4年3月15日(火)までに納付すべき令和3年分の贈与税額は
485,000円です。

【ご注意ください】
 「特例税率」の適用を受ける場合で、(6)欄の「(5)の控除後の課税価格」が300万円を超えるときは、贈与税の申告書のほか、「受贈者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、受贈者の氏名、生年月日及び受贈者が贈与者の直系卑属に該当することを証する書類」を提出する必要があります。
 なお、過去に特例税率の適用を受けるためにあなたとその贈与者との続柄を明らかにする戸籍の謄本などの書類を提出している場合には、右の「過去の贈与税の申告状況の入力」ボタンをクリックしてください。

過去の贈与税の申告状況の入力

< 戻る 入力データの一時保存 (作成を中断する場合) **入力終了(次へ) >**

贈与を受けた財産について入力した内容が表示されますので確認してください。

計算結果の確認 をクリックすると、(7)欄の「(6)に対する税額」の計算方法等が確認できます。この事例では、「特例税率」を適用して計算された贈与税額が表示されます。

暦年課税分に係る外国税額の控除額のある方又は医療法人持分税額控除の特例の適用を受ける方は、対応する欄の **控除額の入力** をクリックし、控除額を入力してください。

農地等の納税猶予、株式等の納税猶予、特例株式等の納税猶予、医療法人の持分の納税猶予又は事業用資産の納税猶予の特例の適用を受ける方は、対応する欄の **猶予税額の入力** をクリックし、納税猶予税額を入力してください。

納付すべき贈与税額が表示されますので確認してください。

「特例税率」の適用を受ける場合で、(6)欄の「(5)の控除後の課税価格」が300万円を超えるときは、贈与税の申告書とともに、**贈与者との続柄を明らかにする書類等**を提出する必要があります。
 ただし、過去の年分において、同じ贈与者からの贈与について「特例税率」の適用を受けるため当該書類を提出している場合には、**過去の贈与税の申告状況の入力** をクリックして過去の贈与税の申告状況を入力すれば、当該書類を重ねて提出する必要はありません。
 詳しくは2ページをご覧ください。

確認が終わったら、**入力終了(次へ) >** をクリックしてください。

⑥ 住所・氏名等の入力 画面で、住所・氏名・マイナンバー（個人番号）などを入力します。

住所・氏名等の入力

納付について

納付は、以下のいずれかの方法で行ってください。
 ※申告書の提出後に、税務署から納付書の送付や納税通知等のお知らせはありませんので、ご注意ください。
 各納付方法の詳細については、国税庁ホームページをご覧ください。

納付手続名	納付方法	期限	手数料
電子納税	e-Taxを利用してダイレクト納付又はインターネットバンキング等から納付する方法です。	令和4年3月15日(火)	不要です <small>※インターネットバンキング等を利用して納付される場合、利用のための手数料がかかる場合があります。</small>
クレジットカード納付	「国税クレジットカードお支払い」(外部サイト)上での手続により、納付委託者へ国税の納付を委託する方法です。 <注意事項> クレジットカード納付をした場合、納付済の納税証明書の発行が可能となるまで、3週間程度かかる場合があります。	令和4年3月15日(火)	納付税額に相当した決済手数料がかかります <small>※決済手数料は国の収入になるものではありません。</small>
窓口納付	金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付する方法です。納付書は一部の金融機関及び全国の税務署の窓口で使用しています。	令和4年3月15日(火)	不要です

通知方法の選択

この申告書に係る通知等がある場合、e-Taxでの通知を希望しますか？
 はい いいえ
 ※ e-Taxへ通知が設定された場合、e-Taxにご登録いただいているメールアドレスへお知らせします。登録していない場合は、e-Taxにログインして登録することができます。
 通知書の確認方法はこちら
 ※ e-Taxでの通知ができない場合は、書面で納税が送付されます。

住所・氏名等

※ 所得税等で納税地の届出をされている方は、こちらをご確認ください。

1 郵便番号 ※ 日本郵便のポスナビで入力した郵便番号が適用されます。 ※ 東日本大震災により避難されている方は、こちらをご確認ください。	100 - 0018 <input type="button" value="住所検索"/>
2 住所 ※ 郵便番号から検索できなかった方は、「市区町村選択」をクリックして都道府県市区町村を選択してください。 ※ 東日本大震災により避難されている方は、こちらをご確認ください。	都道府県市区町村 東京都千代田区 <input type="button" value="市区町村選択"/>
3 申告書等を提出する税務署名 税務署の所在地及び管轄区域	都道府県: [東京都] 税務署: [麹町]
4 申告書等を提出する年月日	令和 4 年 2 月 0 日
5 あなた(財産を取得した方)の氏名 フリガナ 【必須】	[全角カナ11文字以内] セイ: [コソセイ] (英) コソセイ メイ: [タロウ] (英) タロウ
6 あなた(財産を取得した方)の氏名 漢字 【必須】	[全角11文字以内] 姓: [国保] (英) 国保 名: [太郎] (英) 太郎
7 マイナンバー(個人番号) ※ マイナンバーカードなどから確認して入力してください。	[半角数字11桁] - [半角数字1桁] - [半角数字1桁] **** - **** - **** <input type="checkbox"/> マイナンバーの入力履歴を表示する。
8 職業	[全角11文字以内] 会社員 (英) 会社員
9 電話番号	[半角数字合計14桁以内] 030 - 1234 - 5678

< 戻る 次へ >

納付手続は様々な方法がありますので、ご自身で選択し、納期限までに納付手続を行ってください。

※ 申告書の提出後に税務署から納付書の送付や納税通知等のお知らせはありませんのでご注意ください。

この申告書に係る通知等がある場合に、e-Taxでの通知を希望するときは、「はい」を選択してください(ID・パスワード方式で申告書を送信する場合等には、この選択画面は表示されません。)

あなた(財産を取得した方)の

① 郵便番号
 ※ **住所検索** をクリックすると、入力した郵便番号から確認できる住所、都道府県名及び税務署名が自動的に入力されます。

② 住所
 ※ 郵便番号から検索できなかった方は、**市区町村選択** をクリックして都道府県市区町村を選択してください。

③ 申告書等を提出する税務署名

④ 申告書等を提出する年月日
 ※ 書面提出の場合は、提出時に手書きしても差し支えありません。

⑤ 氏名のフリガナ

⑥ 氏名の漢字

⑦ マイナンバー(個人番号)
 ※ マイナンバーカードなどから確認して入力してください。

⑧ 職業

⑨ 電話番号

について、入力してください。

入力が終わったら、 をクリックしてください。

Ⅱ 画面の案内に従って操作を進めます。e-Taxの場合は、申告書等のデータを送信してください。書面提出の場合は、申告書等を印刷して郵送等により税務署に提出してください。

○ 手書きで作成する場合

事例 1

〒 〇〇〇 〇〇〇 (電話 xxx - xxx - xxx)
 千代田区霞が関〇〇丁目〇番〇号
 ABCビル585号室

令和 03 年分贈与税の申告書 (兼贈与税の額の計算明細書) FD 4 7 2 9

提出用
 税務署
 税務受付

明治 1
 大正 2
 昭和 3
 平成 4
 令和 5

住所 千代田区霞が関〇〇丁目〇番〇号 ABCビル585号室

フリガナ コクセイ イソウタロウ

氏名 国税 壮太郎

個人番号又は法人番号 ×××××〇〇〇△△△△

生年月日 3 5 7 0 9 2 5 職業 会社員

整理番号

補完

申告書提出年月日

災害等延長年月日

出国年月日

死亡年月日

名簿

財産細目コード

短期処置訂正後発券枚数

確認印関修正枚数

第一表 (令和3年分以降用)

私は、租税特別措置法第70条の2の5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率(特例税率)の特例の適用を受けます。

種類	細目	利用区分・銘柄等	財産を取得した年月日
現金、預貯金等	現金、預貯金等	現金	令和03年09月19日
千代田区霞が関3丁目1番1号			5000000

過去に、特例税率の適用を受けるために左記の贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、その提出した年分及び税務署名を記入します。

過去に、特例税率の適用を受けるために左記の贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、その提出した年分及び税務署名を記入します。

特例贈与財産の価額の合計額(課税価格) ① 5000000

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

過去に特例税率の適用を受けるために、左記の贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、「提出した年分」及び「税務署名」を記入します。

住所	取得した財産の明細	令和 年 月 日
千代田区霞が関3丁目1番1号	現金、預貯金等	令和 年 月 日

一般贈与財産の価額の合計額(課税価格) ②

配偶者控除額 (右の事実にあたる場合には、... 私は、今回の贈与者からの贈与について、 にし印を記入します。 私は、今回の贈与者からの贈与について、 にし印を記入します。 (最高2,000万円) ③

【合計欄】		暦年課税分 (③の控除後の課税価格)		課税価格の合計額	
暦年課税分の課税価格の合計額 (①)+(②-③)	④	5000000	⑬	5000000	
基礎控除額	⑤	1100000	⑭	485000	
⑤の控除後の課税価格 (④-⑤)	⑥	3900000	⑮	0	
⑥に対する税額 (贈与税の速算表)を使用して計算します。	⑦	485000	⑯	0	
外国税額の控除額	⑧		⑰	0	
医療法人持分税額控除額	⑨		⑱	0	
差引税額 (⑦-⑧-⑨)	⑩	485000	⑲	0	
相続時精算課税分の課税価格の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の③の金額の合計額)	⑪		⑳	485000	
相続時精算課税分の差引税額の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の④の金額の合計額)	⑫		㉑	0	
			㉒	0	

転記します。

作成税理士の事務所所在地・署名・電話番号

税理士法第30条の書面提出有

税理士法第33条の2の書面提出有

通信日付印
 確認者

(資5-10-1-1-A4様式) (令3.1.0)

「特例贈与財産」(2ページ参照)のみを贈与により取得し、「特例税率」を適用して贈与税額を計算する場合には、71ページの「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細」の「○特例贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合)」により贈与税額を計算します。

なお、この「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細」は、申告書と併せて提出する必要はありません。

平成28年分以降用

(特例贈与財産又は一般贈与財産のいずれか一方のみを取得した場合用)

贈与税(暦年課税)の税額の計算明細

(注) この計算明細は、贈与税(暦年課税)の税額を算出するために使用するものですので、税務署に提出する必要はありません(申告書と併せて提出する必要はありません。)

国税庁ホームページでは、贈与税の申告書が作成できます。画面の案内に従って金額等を入力すれば、贈与税額などが自動で計算されますので、ご利用ください。

● 特例贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合)

贈与により財産を取得した人(贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の人に限ります。)が、直系尊属(父母や祖父母など)から贈与により取得した財産(「特例贈与財産」といいます。)に係る贈与税の額は、「特例税率」を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の①の金額)	㊦	5,000,000 円
基礎控除額	㊧	1,100,000 円
㊦の控除後の課税価格【㊦-㊧】	㊨	3,900,000 円
㊨に対する税額 ※ 下記の【速算表(特例贈与財産用)】 を使用して計算します。 (申告書第一表の⑦欄に転記します。)	㊩	485,000 円

(例) 特例贈与財産 6,000,000 円を取得した場合
 特例贈与財産の価額の合計額(㊦)から基礎控除額(㊧)を控除した課税価格(㊨)に【速算表(特例贈与財産用)】を使用して税額(㊩)を計算します。

㊦6,000,000 円 - ㊧1,100,000 円 = ㊨4,900,000 円
 ㊨4,900,000 円 × 20% (特例税率) - 300,000 円 (控除額) = ㊩680,000 円

【速算表(特例贈与財産用)】

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	45,000千円以下	45,000千円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額(特例税率)	—	100千円	300千円	900千円	1,900千円	2,650千円	4,150千円	6,400千円

<ご注意ください!> 「特例税率」の適用を受ける場合で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、贈与により財産を取得した人の戸籍の謄本又は抄本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系尊属に該当することを証する書類を提出する必要があります。ただし、過去の年分において同じ贈与者からの贈与について「特例税率」の適用を受けるために当該書類を提出している場合には、申告書第一表の「過去の贈与税の申告状況」欄に、その提出した年分及び税務署名を記入し、当該書類を重ねて提出する必要はありません。

- ① 「特例贈与財産」のみの贈与を受けた場合で、その財産の価額から基礎控除額(1,100千円)を差し引いた後の課税価格が3,000千円を超えるとき
 - ② 「一般贈与財産」と「特例贈与財産」の両方の贈与を受けた場合で、その両方の財産の価額の合計額から基礎控除額(1,100千円)を差し引いた後の課税価格*が3,000千円を超えるとき
- * 「一般贈与財産」について配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、基礎控除額(1,100千円)と配偶者控除額を差し引いた後の課税価格となります。

特例贈与財産の価額の合計額(㊦5,000,000円)から基礎控除額(㊧1,100,000円)を控除した課税価格(㊨3,900,000円)に【速算表(特例贈与財産用)】の「基礎控除後の課税価格」の区分に応じた特例税率(15%)及び控除額(100,000円)を使用して贈与税額(㊩485,000円)を計算します。

一般贈与財産のみを贈与により取得した場合

「一般贈与財産」(2ページ参照)のみを贈与により取得し、「一般税率」を適用して贈与税額を計算する場合には、71ページの「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細」の「○一般贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄に金額の記載がない場合)」により贈与税額を計算してください。